

役員等報酬規程

社会福祉法人優の森山鹿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 優の森山鹿会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 第1項第2項にかかわらず理事がこれを辞退した場合は、これを支払わないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び常務理事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務をおこなった場合、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(常務役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均1日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により月額報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

監事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が上記以外に法人及び施設業務のために出勤した場合は、別表2に

4 第1項第2項第3項にかかわらず監事がこれを辞退した場合は、これを支払わないものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条

苦情対応第三者委員が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第8条

(出張旅費)

役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により宿泊費及び日当等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は、原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第9条

(兼務役員)

施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

第10条

(役員等の職務証跡)

役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

第11条

(改正)

本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は平成26年1月27日より施行する。

この規程は平成26年3月31日より施行する。

この規程は平成26年7月7日より施行する。

この規程は平成27年8月24日より施行する。

この規程は平成28年10月17日より施行する。

役員報酬

別表1(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,510円	
監事理事会出席報酬	5,510円	
苦情対応第三者委員	5,510円	

別表2(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	20,000円	円
理事業務報酬等	15,000円	円
監事監査指導報酬等	5,510円	円
監事法人及び施設業務	5,510円	円
苦情対応第三者委員	5,510円	円

別表3(月額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	200,000円
常務理事業務報酬等	300,000円

別表4(日額)

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費